

諫早市緊急支援奨学生募集のしおり

諫早市では、失業や災害など家計の急変により高校等への就学が困難となった者に対し、緊急に奨学金を貸し付ける諫早市緊急支援奨学金奨学生を下記により募集します。

1 貸付の対象となる学校(高校等)は次のとおりです。

- (1) 高等学校
- (2) 高等専門学校
- (3) 短期大学
- (4) 大学
- (5) 専修学校、各種学校及び学校教育法以外の法律の規定により、これらに準ずる教育を行う教育施設(修業年限が2年以上の課程に就学するものに限り)

2 奨学金の貸付額及び貸付期間などは、下表のとおりです。

区分	貸付額(月額)	貸付期間	備考
高等学校 高等専門学校 専修学校 (高等課程)	10,000円 または 20,000円	家計急変の事由が生じた日の属する月の翌月から採用年度の末月まで	採用した年度末においてもなお奨学金が必要であると認められた場合は翌年度も貸付を継続できます。
専修学校 (専門課程) 短期大学 大学	10,000円 または 20,000円 または 30,000円		

(注意) ○奨学生に該当しなくなったときは、奨学生の決定を取り消します。

3 該当する家計の急変事由

- (1) その属する世帯の家計の主宰者の失業、破産、死亡等
- (2) 火災、風水害等の災害

4 奨学生は、次の各号全てに該当することが必要となります。

- (1) 家計の急変事由が発生してから、12ヶ月を経過していないこと
- (2) 諫早市に住所を有する方の子であること
- (3) 高校等に在学する者(専修学校等にあつては、修業年限が2年以上の課程に修業する者に限る。)

5 奨学生の募集期間

募集は随時行います。出願される方は、必要書類を市教育委員会教育総務課まで持参するか、郵送してください。郵送で申し込む場合は、必要書類をすべて封筒に入れて、必ず簡易書留郵便で送ってください。その他の方法で郵送した場合の事故については責任を負いません。

6 奨学生の出願には、次の書類が必要です。

- (1) 奨学生願書(様式第1号)【P. 3】
- (2) 家計急変の事由を証明できるもの
- (3) 奨学生推薦調書(様式第2号)【P. 4】
- (4) 学業成績証明書

注意※(3)(4)書類は、現在在籍する学校で作成し学校からの直接送付するか、
本人が持参する場合は「開封無効」表示のある封筒に入ったものに限る。

- (5) 兄弟の在学証明書(本人以外で高校以上在学中の者)
- (6) 世帯全員の特定個人情報利用同意書【P. 5】

注意※1人に1枚記入

※来庁者が出願者又は法定代理人(父母)の場合
来庁者の本人確認、免許証、個人番号カード等

※出願者のマイナンバーの確認 通知カード、個人番号等

※来庁者が代理人の場合は上記以外に「委任状」が必要です。

★上記の(6)を利用されない場合は、下記の(7)と(8)を提出ください。

- (7) 生計を同じくする世帯全員の所得証明書【P. 6】

※「所得証明願」に生計を同じくする世帯全員の氏名を記入し、市役所市民税課
又は各支所総務課へ提出し証明を受けてください。

- (8) 世帯全員の住民票

※郵送費用や、証明書等の費用は出願者の負担となります。

7 奨学生の選考及び採否決定の通知について

提出された奨学生願書及びその他の書類を選考資料とし、審査を経て、諫早市教育委員会が
随時採否を決定し通知します。

8 奨学金の償還について

奨学金は無利子です。

貸付を受けた奨学金は、高校等を卒業した翌月の6ヶ月後から貸付を受けた期間の2倍の期間
内に償還していただきます。

8 その他

奨学生に決定された方には、連帯保証人及び保証人が連署した誓約書を提出していただき
ます。

なお、連帯保証人は保護者でかまいません。保証人は、奨学生本人及び連帯保証人とは別世
帯で、18歳以上で独立した生計を営み、市内に住所を有する方となります。

※おたずねは下記まで 諫早市教育委員会 教育総務課 〒854-8601 諫早市東小路町7番1号 0957-22-1500(内線 3711~3714)
